

## 高所作業車運転技能講習のご案内

(大分労働局長登録番号 第14-9号)

標記技能講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講いただきたく、ご案内申し上げます。

## 記

## 1 日時・会場

回	講習日	時間	会場	受付開始	申込締切日
1	令和5年8月30日(水)	学科 9:15~19:55	佐伯東地区公民館 (佐伯市蟹田7-10)	9:05~	8月17日 (木)
	8月31日(木)	実技 8:10~17:00	大分県労働基準協会 (由布市挾間町三船415番地12)	7時50分 までに集合	

※ 遅刻、早退、一時外出等により法令に定められた講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。  
遅刻した場合、受講をお断りすることがありますので、時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

※ 実技は、由布市挾間町の大分県労働基準協会の会場で受講していただきます。

## 2 受講資格・受講料等(税込)

種別	受講資格	受講料	テキスト代	合計
12Hコース	移動式クレーン運転士免許証所持者又は、小型移動式クレーン運転技能講習修了証所持者	37,400円	1,470円	38,870円
14Hコース	普通自動車運転免許証以上所持者またはフォークリフト・ショベルローダー等・車両系建設機械・不整地運搬車運転技能講習修了証所持者	38,500円	1,470円	39,970円

## 3 定員 20名 (定員に達し次第締め切らせていただきます)

## 4 申込手続(電話で空き状況をご確認後、お申込みください。)

申込先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19 広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 佐伯支部 TEL:0972-22-5080 FAX:0972-22-5087
申込書提出先 本人確認書類	所定の受講申込書を、佐伯支部までご送付またはご持参ください。受講申込書は、大分県労働基準協会ホームページから取得できます。(http://www.oita-roukikyoo.or.jp) また、支部にもございます。 当協会での受講が初めての方は、氏名・生年月日の確認ができる本人確認書類(運転免許証等の公的書類)を添付してください。
写真	写真2枚をご準備ください。(サイズ3×2.4cm、上三分身、脱帽、無背景、色付きメガネ不可、6か月以内に撮影された鮮明な同一の写真。裏面に氏名を記入)
受講料等 支払先	講習開始7日前までに、 <b>受講料・テキスト代の合計</b> を銀行振込または佐伯支部窓口にてお支払いください。 大分銀行佐伯支店 普通 1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
修了証交付 について	修了者には修了証を交付いたしますので、実技講習当日印鑑をご持参ください。
その他	<b>2 受講資格の種別にある資格証等のコピーを受講申込書に必ず添付してください。</b>

## 5 その他

- 受講者が少人数の場合や天候、コロナウィルス感染状況の拡大等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。(気象状況等による変更の場合は、協会ホームページでも確認いただけます。)
- 当協会の技能講習修了証をお持ちの方は修了証を統合しますので、技能講習修了証をご持参ください。
- 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。
- 建設事業主に対する助成金(人材開発支援助成金)制度をご利用の方は、受講申込書の右下助成金欄に○を記入してください。
- 感染症対策(マスク着用等)にご協力のほどお願いします。